

(参考資料)

諮 問 事 項 説 明 資 料

『宮城県仙台市に所在する法務省所管宿舎敷地（引受後は財務省所管一般会計所属普通財産）を、仙台市に対し、保育所用地として時価売払することについて』

1. 対象財産

- (1) 所在地 宮城県仙台市若林区古城3丁目311番1のうち
- (2) 区分・数量 土地（宅地） 4, 284.77㎡
のうち約2, 200㎡
- (3) 財産の沿革 本件財産は、法務省所管の仙台地方検察庁仙台古城宿舎として使用しているものであるが、「国家公務員宿舎の削減計画」により廃止が決定しているものであり、平成27年度に東北財務局が引受けるものである。
- (4) 位置・環境 本件財産は、JR仙台駅の南東約3.5kmに位置し、北側に東北少年院が隣接するほか、戸建住宅や共同住宅が建ち並ぶ住宅地区となっている。

2. 相手方 仙台市
3. 利用計画 保育所用地
4. 処理方針 時価売払
5. 適用法令 国有財産法第20条
会計法第29条の3第5項
予算決算及び会計令第99条第21号